

大分県報

平成二十九年
号外（四二）
四月一日

（土曜日）

目次

規則

- 地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則等の一部改正…一
- 大分県沿道景観保全審議会規則の一部改正…一
- 教育委員会規則…一
- 宿日直手当の額を定める規則の一部改正…一
- 大分県立学校管理規則の一部改正…二
- 大分県立高等学校学則の一部改正…二
- 大分県立特別支援学校学則の一部改正…二
- 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正…三
- 人事委員会告示…三
- 労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正…三

〇規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年四月一日

大分県規則第三十六号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則等の一部を改正する規則

（地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則の一部改正）
第一条 地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する者の範囲に関する規則（昭和二十七年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県報号外（規則・教育委規則）

一

第一条第二号中「ネットワーク推進監」を「発電所リニューアブル推進監」に改める。
（地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則の一部改正）
第二条 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づく職の指定に関する規則（昭和四十年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。
第一条第二号中「ネットワーク推進監」を「発電所リニューアブル推進監」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県沿道景観保全審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十七号

大分県沿道景観保全審議会規則の一部を改正する規則

大分県沿道景観保全審議会規則（昭和六十三年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「企画振興部」を「土木建築部」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

〇教育委員会規則

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第二号

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「大分県立社会教育総合センター香々地青少年の家及び大分県立社会教育総合センター九重青少年の家」を「大分県立香々地青少年の家及び大分県立九重青少年の家」に改め、同項第三号中「大分県立津久見高等学校海洋科学科」を「大分県立海洋科学高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第三号

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「津久見高等学校海洋科学校」を「海洋科学高等学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第四号

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 校長は、必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、休学の期間を通算して二年を超えて延長することができる。

別表の大分県立別府青山高等学校の項及び大分県立別府羽室台高等学校の項を削り、同表の大分県立津久見高等学校の項中

本校	津久見市	全日制	普通科 生産機械科 電気電子科 会計システム科
----	------	-----	----------------------------------

大分県立津久見高等学校

海洋科学校	白杵市	専攻科	全日制	総合ビジネス科 海洋科
-------	-----	-----	-----	----------------

を

大分県立津久見高等学校	本校	津久見市	全日制	普通科 生産機械科 電気電子科 会計システム科 総合ビジネス科
-------------	----	------	-----	---

に改める。

附 則

1 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)
この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、大分県立津久見高等学校海洋科学校の海洋科に在籍する者は施行日に大分県立海洋科学高等学校の海洋科に、大分県立津久見高等学校海洋科学校の専攻科の海洋科に在籍する者は施行日に大分県立海洋科学高等学校の専攻科の海洋科に在籍するものとする。

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第五号

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 校長は、必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、休学の期間を通算して二年を

超えて延長することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第六号

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「社会教育総合センター九重青少年の家」を「九重青少年の家」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第一号

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示（平成十一年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県埋蔵文化財センター

大分県立図書館

大分県教育センター

大分県立歴史博物館

大分県立社会教育総合センター

大分県立先哲史料館

大分県立社会教育総合センター香

々地青少年の家

大分県立社会教育総合センター九

第一号の表の十二の項中

を

九重青少年の家

大分県教育センター

大分県立図書館

大分県立香々地青少年の家

大分県立九重青少年の家

大分県立歴史博物館

大分県立先哲史料館

大分県立埋蔵文化財センター

大分県立別府鶴見丘高等学校

に改める。

大分県立別府鶴見丘高等学校
大分県立別府青山高等学校
大分県立別府羽室台高等学校

を

附則

この告示は、公示の日から施行する。

平成二十九年四月一日

大分県報号外（教育委規則・人事委告示）